

# 仕 様 書

## 1 業務内容

広報誌「南区冬みち便り vol.1」、「南区冬みち便り vol.2」、「南区冬みち便り vol.3」配布

## 2 配布物の仕様

※広報誌「南区冬みち便り vol.1」、「南区冬みち便り vol.2」、「南区冬みち便り vol.3」共通

- (1) 展開寸法 A 3 版 (420mm×297mm)
- (2) 仕上り寸法 A 4 版 (297mm×210mm)
- (3) ページ数 全 4 頁 (A 3 両面)
- (4) 印刷 両面 4 色刷
- (5) 紙質 コート紙または再生コート紙、A 版 58 kg 相当
- (6) 製本 A 3 二つ折り

## 3 配布範囲

- (1) 各戸（世帯）への配布

南区の世帯数 61,911 世帯（平成 30 年 8 月 1 日現在）より、1 回あたり 54,000 部の配布を見込んでいる。また、配布部数については 1 回あたり 5 万部以上を配布すること。

- (2) 配布方法

新聞折込、ポスティング、新聞折込とポスティングの併用など、より多くの区民に確実に届けるために、効果的かつ効率的な配布方法をとすること。また、配布方法は毎回同一とすること。

## 4 配布物の受領・配布

受託者は、市が委託した印刷業者より配布物を受領すること。受け渡し方法その他の詳細については、着手後、担当者と協議すること。

- (1) 配布物提供日

- ① 「南区冬みち便り vol.1」：平成 30 年 12 月 13 日（木）
- ② 「南区冬みち便り vol.2」：平成 31 年 1 月 10 日（木）
- ③ 「南区冬みち便り vol.3」：平成 31 年 2 月 7 日（木）

※配布物の提供日については、別途発注の印刷業務の納入期限を記載しているため、提供日は早まる場合がある。詳細については、着手後担当者と協議すること。

(2) 配布開始日

- ①「南区冬みち便り vol.1」：平成 30 年 12 月 20 日（木）
- ②「南区冬みち便り vol.2」：平成 31 年 1 月 17 日（木）
- ③「南区冬みち便り vol.3」：平成 31 年 2 月 14 日（木）

(3) 配布期間

配布物については、配布開始日より 1 週間以内に配布を完了すること。

## 5 配布方法

- (1) 配布にあたっては、深夜早朝に騒音を立てる、乱雑に配布するなど、住民の迷惑になることがないように誠実に配ること。
- (2) 原則として全ての世帯で、各世帯の玄関に設置されているポスト（ドアポスト）に投函すること。また、ポストが無い場合は雨及び雪が降り込まない場所に配布すること。  
なお、マンション等について、集合ポストに投函する場合は全世帯のポストがあることを必ず確認し、集合ポストが設置されていない世帯があればドアポストに投函すること。
- (3) 配布中に接する市民には、誠実に対応すること。また、配布作業の実施にあたって苦情やトラブル等が発生した場合には、速やかに担当者に報告すること。

## 6 配布物管理方法

(1) 配布前

配布エリアごと、また配布員ごとの担当範囲を明確にし、重複配布及び配布漏れを防止すること。また、平成 30 年 12 月 5 日までに、広報誌を配布する予定世帯数を「配布部数積算書」にまとめ、担当者へ報告すること。

(2) 配布後

受託者は、配布後に各配布員から配布員から配布日・配布部数等が記載された配布台帳を受け取り、確定した配布部数等を「配布部数報告書」にま

とめ、担当者へ報告すること。また、配布後の広報誌の残部については、担当者に提出すること。

## 7 特記事項

- (1) 請負者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- (2) 請負者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 他の刊行物と一緒に配布する場合は、事前に担当者と協議すること。なお、公共良俗を乱すもののほか、宗教、政治に関するものなどと一緒に配布してはならない。
- (4) 疑義が生じた場合、この仕様書に定めのない場合、及びその他変更が生じた場合については、担当者と協議により定めるものとする。

## 8 担当課

南区土木部維持管理課

所在地：札幌市南区南 31 条西 8 丁目 2-5

電 話：581-3811 担当：山田